



埼玉県報

第 2 3 9 4 号
平成 2 4 年 6 月 1 日
金 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(南西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(東部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る告示\(北部地域振興センター\)](#)
- [自動車税分配情報作成業務委託に関する契約の相手方等の公示\(税務課\)](#)
- [南児童相談所一時保護所給食調理等業務委託に関する落札者等の公示\(南児童相談所\)](#)
- [平成24年度埼玉県ふぐ調理師試験\(食品安全課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ運営業務委託に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区専有部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [さいたま新産業拠点\(SKIPシティ\)A2街区共用部維持管理業務に関する契約の相手方等の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [埼玉県彩の国ビジュアルプラザ使用料徴収事務委託に関する公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [北河原土地改良区の役員退任届\(加須農林振興センター\)](#)
- [腐蛆病患畜の発生\(畜産安全課\)](#)
- [保安林の皆伐面積の限度\(森づくり課\)](#)
- [備前渠用水路土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [荒川右岸用排水土地改良区の定款変更認可\(農村整備課\)](#)
- [荒木郷地裏土地改良区の設立認可\(農村整備課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [事務所の所在またはその業者の確知ができない宅地建物取引業者の県報告\(建築安全課\)](#)
- [埼玉県収納代理金融機関の指定の取消し\(出納総務課\)](#)
- [埼玉県収納代理金融機関の名称及び位置の変更\(出納総務課\)](#)
- [IC運転免許証作成用消耗品等購入に関する契約の相手方等の公示\(会計課\)](#)
- [県道坂本寄居線の区域の変更\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道坂本寄居線の供用の開始\(熊谷県土整備事務所\)](#)
- [県道蓮田鴻巣線の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [がんセンター医療情報システム運用保守業務一式に関する契約の相手方等の公示\(がんセンター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者\(監査第一課\)](#)
- [包括外部監査の結果に関する措置状況の公表\(監査第一課\)](#)

告 示

埼玉県告示第七百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人彩の会
- 三 代表者の氏名
大橋 陽子
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県朝霞市溝沼六丁目十五番二十号
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者が地域社会の中で地域の人々と共に豊かな生活を送れるよう支援し、障害者の福祉の充実と社会参加の促進を図り、障害者とその家族が安心して暮らせる街づくりを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百三十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二週間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十四日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ふるさと

三 代表者の氏名

國井 敏光

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市緑町四丁目五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、障害者及び高齢者に対し、ふれあいと健やかな生活の提供を行い、豊かに暮らせる地域社会を創造することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百三十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十四年五月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人めぐみの里
- 三 代表者の氏名
山田 浩太
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県南埼玉郡白岡町西十丁目七番十四号スカイハイツ白岡二百一
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害者に対して、各種関係機関、地域住民との連携を図りながら、就労・社会参加する機会の確保に対する事業を行い、地域社会の福祉の向上に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十四年五月二十五日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人サポート優

三 代表者の氏名

新井 定夫

四 主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市原郷千九百三十九番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、地域社会において支援を必要とする障害を持つ人々に快適な生活の場、及び就労の場を提供するとともに、可能な限り各個人の生活の質が高められ、身体的、精神的、社会的、文化的に満足できる豊かな生活が営めるよう支援する。また、地域社会と密に連携しつつ、障害者の自立と共生にむけて絶えず創意工夫し、地域福祉の増進に寄与する。

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
自動車税分配情報作成業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター 東京都千代田区一番町25番地
- 5 契約金額
11円（分配情報税抜き1件当たりの単価）
2円（県外移転情報税抜き1件当たりの単価）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百二十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県南児童相談所一時保護所給食調理等業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県南児童相談所総務担当 埼玉県川口市芝下1丁目1番56号
- 3 落札者を決定した日
平成24年3月28日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社レパスト 東京都中央区銀座7丁目13番8号
- 5 落札金額
26,145,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成24年2月14日

告 示

埼玉県告示第七百二十六号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例(平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。)第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

平成二十四年八月十四日(火)

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 実技試験

平成二十四年八月十六日(木)

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成二十四年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

八 出願期日及び提出場所

平成二十四年七月五日(木)及び同月六日(金)

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目十三番三号

埼玉県衛生会館

二 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 平成二十四年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品安全推進課及びさいたま市保健所（大宮市
場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

六 合格発表

平成二十四年九月十四日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベータ
ー前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を
掲示するほか、受験者全員に郵送で可否を通知する。

告 示

埼玉県告示第七百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤルホームセンター越谷

埼玉県越谷市相模町一丁目二百五十六外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 田村哲哉

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

（変更後）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

ハ 変更年月日

平成二十四年四月一日

二 届出年月日

平成二十四年五月十八日

ニ 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

花園ショッピングセンター

埼玉県深谷市荒川八百五十番地一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

添付された図画等によると、当該地敷地境界付近に室外機やキュービクル等の設置があり、一部の設備において当該地敷地境界における予測結果で規制基準値を超過する結果となっていることから、近隣関係者から苦情等が発生することが予想されますので、改めて騒音対策の検討をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年七月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第七百二十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

鳩山ニュータウンコミュニティセンター

埼玉県比企郡鳩山町松ヶ丘一丁目千四百八十六番二百十五号外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 合同会社西友 職務執行者 野田亨

（変更後） 合同会社西友 職務執行者 スティーブン・ヘイズ・デイカス

八 変更年月日

平成二十三年六月二十日

二 届出年月日

平成二十四年五月二十一日

二 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百四十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロイヤル金物北本

埼玉県北本市本宿五丁目百七十二番地一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 芳森新誠

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号大和ビル六階

（変更後）ロイヤルホームセンター株式会社 代表取締役 中山正明

大阪府大阪市西区阿波座一丁目五番十六号

ハ 変更年月日

平成二十四年四月一日

二 届出年月日

平成二十四年五月十八日

ニ 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年十月一日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百四十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

大城ビル

埼玉県所沢市小手指町一丁目二十六番一、二十六番三、二十六番四

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

駐車待ち車両による渋滞、放置駐車、放置自転車等の交通問題が発生しないように充分配慮してください。

屋外自動車・自転車駐車場の位置等について、利用者への周知を徹底してください。

駐車・荷さばき施設の出入口については、視認性及び安全性を確保してください。

深夜営業に伴う騒音等の問題が懸念されるので、適切な対策・対処をすること。

二 縦覧期間

平成二十四年六月一日から平成二十四年七月二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第七百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県彩の国ビジュアルプラザの運營業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

521,971,915円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区専有部維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号
- 5 契約金額
40,635,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第七百四十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

さいたま新産業拠点（SKIPシティ）A2街区共用部維持管理業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県さい
たま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社デジタルスキップステーション 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号

5 契約金額

55,440,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第
1項第1号に該当

告示

埼玉県告示第七百四十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務を、同表の中欄に掲げる者に、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

施設の名称	受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託期間
埼玉県の国ビ ジュアルプラザ 及び同施設の附 属設備	埼玉県川口市上青木三丁目十二番六 十三号 株式会社デジタルスキップ ステーション 代表取締役社長 今 井大輔	平成二十四年四月 一日から平成二十 五年三月三十一日 まで

告 示

埼玉県告示第七百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、北河原土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名	氏 名	住 所
理 事	吉 田 房 明	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地

告示

埼玉県告示第七百四十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により次のとおり患畜等について届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

伝染病及び家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	頭数又は群数	発生場所又は区域	発生年月日	処置
蜜蝋病 腐蛆病	患畜	一群	蓮田市	平成二十四年五月二十二日	自衛殺
蜜蝋病 腐蛆病	患畜	一群	北葛飾郡 杉戸町	平成二十四年五月二十二日	自衛殺

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成二十四年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

単 位 区 域	範 囲	保 安 林 の 種 類	面 積 (ヘクタール)
入 間 区 域	飯能市・日高市・入間郡越生町・ 毛呂山町	水源かん養保安林	160.32
		土砂流出防備保安林	100.47
		干害防備保安林	6.54
		保健保安林	8.54
西 部 区 域	入間市大字新光	防風保安林	0.08
武 蔵 地 区	入間市大字木蓮寺・大字南峯・ 大字寺竹	防風保安林	0.26
毛 呂 山 地 区	入間郡毛呂山町	防風保安林	0.10
新 郷 地 区	所沢市大字新郷	防風保安林	0.50
狭 山 地 区	狭山市	防風保安林	0.22
鶴ヶ島地区	鶴ヶ島市	防風保安林	0.12
菅 谷 地 区	比企郡嵐山町・ときがわ町・鳩 山町	防風保安林	0.52
寄 居 地 区	熊谷市・深谷市・大里郡寄居町	防風保安林	0.66
利 根 川	本庄市・児玉郡神川町・美里町	水源かん養保安林	46.40
		土砂流出防備保安林	22.44
		干害防備保安林	0.66
荒 川 下 流	深谷市・比企郡嵐山町・小川町・ ときがわ町・秩父郡東秩父村・ 大里郡寄居町	土砂流出防備保安林	49.19
		干害防備保安林	3.48
赤 平 地 区	秩父市吉田石間・吉田阿熊・吉 田太田部・上吉田・下吉田・吉 田久長・秩父郡長瀬町・皆野町・ 小鹿野町	水源かん養保安林	144.47
		土砂流出防備保安林	177.14
		干害防備保安林	5.74
		保健保安林	0.12

荒川	秩父市黒谷・栃谷・大野原・定峰・山田・小柱・太田・伊古田・品沢・大宮・久那・別所・寺尾・蒔田・田村・上影森・下影森・浦山・日野田町・野坂町・熊木町・荒川鬻川・荒川白久・荒川日野・荒川上田野・荒川久那・荒川小野原・大滝・三峰・中津川・秩父郡横瀬町	水源かん養保安林	1,982.23
		土砂流出防備保安林	81.75
		干害防備保安林	40.76
		保健保安林	25.30
秩父地区	秩父市中津川・秩父郡小鹿野町	保健保安林	362.14
計			3,220.15

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月二十五日認可した。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

備前渠用水路土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第七百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十四年五月二十五日認可した。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

荒川右岸用排水土地改良区

二 事務所所在地

川越市

告示

埼玉県告示第七百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、行田市野村正幸ほか十九人からの申請に係る次の改良区の設立を平成二十四年五月二十五日認可した。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

荒木郷地裏土地改良区

二 事務所所在地

行田市

二 地区の所在地

行田市

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

測量計画機関の長である国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

三 作業地域

草加市（一部）、越谷市（一部）、八潮市（一部）、三郷市（一部）、吉川市（一部）、北葛飾郡松伏町（一部）

四 作業期間

平成二十四年四月十九日から平成二十四年九月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

平成二十三年埼玉県告示第四百五十七号で公示した公共測量（一級水準測量）は、平成二十四年五月十四日終了した旨測量計画機関の長である埼玉県知事上田清司から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

平成二十三年埼玉県告示第千五百十五号で公示した公共測量（空中写真測量）は、平成二十四年三月十六日終了した旨測量計画機関の長である川口市長岡村幸四郎から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百五十五号

次に掲げる宅地建物取引業者の事務所の所在地又はその業者の所在が確知できないので、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、その旨公告する。

この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法第六十七条第一項の規定により、当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

商号又は名称	氏名（法人にあっては代表者の氏名）	主たる事務所の所在地
有限会社マル才力産業	岡村惣一	埼玉県和光市白子三丁目三十四番二十一号

告 示

埼玉県告示第七百五十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十八条第四項の規定に基づき収納代理金融機関の指定を次のとおり取り消した。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 金融機関の名称及び位置

中央三井信託銀行株式会社

東京都港区芝三丁目三十三番一号

二 取消年月日

平成二十四年四月一日

三 取消理由

住友信託銀行株式会社及び中央三井アセット信託銀行株式会社との合併による法人の解散

告示

埼玉県告示第七百五十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十八条第四項の規定に基づき指定した収納代理金融機関に関し、次のとおり合併による名称及び位置の変更があった。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上田清司

位置	名称	
大阪府大阪市中央区北浜四丁目五番三十三号	住友信託銀行株式会社	変更前
東京都千代田区丸の内一丁目四番一 号	三井住友信託銀行株式会社	変更後
平成二十四年四月一日	平成二十四年四月一日	変更年月日

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
I C 運転免許証作成用消耗品等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度第一係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3 丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成24年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社D N P アイディーシステム 東京都新宿区新宿4丁目3番17号
- 5 契約金額
別表のとおり
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1
項第2号に該当

別表

I C 運転免許証作成用消耗品

品名	規格	金額 (税抜き)
I C カード用基体 一般用	300 枚×3	472,500円
I C カード用基体 優良用	300 枚×3	472,500円
I C カード用基体 新規用	300 枚×3	472,500円
経歴書用カード基体	300 枚×1	150,600円
高速型用リボン (セット)	2,000 枚×1×7種	130,800円
標準型用リボン (セット)	500 枚×1×3種	43,400円

I C 運転免許証作成機部品等消耗品

品名	金額 (税抜き)
撮影機用消耗品	
・上下ランプセット	14,700 円
・ハードディスク(撮影機)	45,000 円
・3 C C D カメラ(撮影機)	495,000 円
・免許証リーダー(撮影機)	580,000 円
・U P S	31,000 円
プリンター用消耗品	
・エアフィルターセット	14,500 円
・ホッパー部固定ブラシ	11,900 円
・搬送ローラーセット	39,600 円
・サーマルヘッドセット	130,000 円
・プラテンローラー	10,000 円
・ヒートローラーセット	65,900 円
・シュートローラーセット	22,000 円
・タイミングベルトセット	17,000 円
・ロール E X I T セット	47,300 円

・ロールロアピンチローラー	21,500 円
・ピンチロールUP	65,000 円
・ヒートロールカム部組立	40,000 円
・ピンチロールカム部組立	31,800 円
・HS固定ブラシ	9,500 円
・HS部リボンセンサー	6,500 円
・本籍印字ロール紙	17,500 円
・IC確認装置用指紋認証USB	19,700 円
・IC確認装置底板	9,000 円
複写撮影装置用消耗品	
・3CCDカメラ組立	559,000 円
・撮影用LEDランプ	16,000 円
・吸着パッド	8,500 円
・入口センサー	1,700 円
・2枚取りセンサー	5,500 円
・電磁弁組立	20,100 円
・エアフィルターセット	7,100 円
備考欄印字装置用消耗品	
・裏面印刷用インクリボン	7,800 円

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉田 学

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 坂本寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>寄居町大字立原字諏訪脇一四四番一 地先から同町大字立原字諏訪脇一三 六番地先まで</p>		区 間
<p>一一一・二〇〇 一一一・七〇</p>	<p>四・三〇〇 七・八〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一一三二・〇〇</p>		延長 (メートル)
<p>地方特定道路(改築)整備 工事</p>		備 考

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十四年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 吉 田 学

坂本寄居線	路線名
寄居町大字立原字諏訪脇一四四番一地 先から同町大字立原字諏訪脇一三六番 地先まで	供用開始の区間
平成二十四年六月一日	供用開始の期日
延長一三一・〇〇メートル	備考

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十四年六月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年六月一日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関 口 吉 男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 蓮田鴻巣線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧	旧 新 別
同市本町三八五一番一地先まで	蓮田市本町三九六八番一五地先から 市本町三八五一番一番地先まで	蓮田市本町三九六九番一地从り同	区 間
一五・一二〇 三一・六六	五・五七〇 一七・〇三		敷地の幅員 (メートル)
三六六・四八	二六四・〇二		延 長 (メートル)
蓮田都市計画事業蓮田駅西口第一種市街地再開発事業に伴う県道区域の変更			備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

一 許可番号

平成二十三年十月二十一日

指令川建セ第二三〇〇六九〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月二十九日

川建セ第二四〇〇一七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡吉見町大字松崎字中ノ町四八二番三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県吉川市吉川団地一番七号314

加藤 美穂

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十四年六月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

一 許可番号

平成二十四年二月二十三日

指令越建セ第二三〇〇六五〇号

二 検査済証番号

平成二十四年五月二十五日

越建セ第八七一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡宮代町字姫宮三百二十番二、三百二十七番一、三百二十八番一、三百

二十九番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町中央二丁目三番三四号

株式会社 三幸ハウス 代表取締役 新井 幸三

告 示

埼玉県病院事業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 購入等件名及び数量

がんセンター医療情報システム運用保守業務一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県立がんセンター事務局業務部

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8 1 8 番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 2 4 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社関東甲信越支社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 - 1 0 - 1 7

5 契約金額

6 0 , 7 9 5 , 0 0 0 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第 1 0 条
第 1 項第 2 号に該当

告 示

埼玉県教委告示第二十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十四年六月一日

埼玉県教育委員会委員長 齊之平 伸 一

一 日時

平成二十四年六月七日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 県議会平成二十四年六月定例会提出予定案件について
- ロ 埼玉県地方産業教育審議会委員の委嘱及び任命について
- ハ その他

告示

埼玉県監査委員告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人佐久間仁志の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年六月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫
 埼玉県監査委員 荒 井 伸 夫
 埼玉県監査委員 北 堀 篤 篤
 埼玉県監査委員 荒 川 岩 雄

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
飯野 浩一	蓮田市関山一丁目一番四号	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日
江口 俊治	さいたま市南区太田窪四丁目十七番二十二号ライオンズマンション浦和第三六六号	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日
大野 夏美	さいたま市大宮区桜木町四丁目七百五十九番地三二一号	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日
工藤 道弘	さいたま市大宮区下町三丁目七番地一 S二六〇八号	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日
土屋 文実男	さいたま市浦和区仲町一丁目十五番十六号一二〇四	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日
中澤 仁之	深谷市稲荷町二丁目四番三十八号	平成二十四年六月一日～ 平成二十五年三月三十一日

告 示

埼玉県監査委員告示第九号

埼玉県包括外部監査人が実施した平成二十二年度及び平成二十三年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成二十四年六月一日

埼玉県監査委員	根 和 夫
埼玉県監査委員	荒 井 伸 夫
埼玉県監査委員	北 堀 篤 夫
埼玉県監査委員	荒 川 岩 雄

平成22年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：公有財産（道路・橋梁を含む）が生み出す公共サービスの永続的提供のための管理・運営について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
総務部関連 【報告書92 ページ】	【指摘5】 新公有財産管理システムに関して、修繕履歴の 入力基準を策定する必要がある。	公有財産管理システムに入力する修繕履歴等の基準につい て、以下のとおり定め、平成24年4月に各施設管理者あて 通知した。 ・100万円以上の修繕工事等については必須入力と する。 ・その他施設管理者が、特記すべきと判断する修繕履歴等 を入力することとする。 ・各年度の修繕経費総額を備考欄に記載・入力すること とする。	管財課
福祉部関連 (総合リハビリ テーション センター) 【報告書193 ページ】	【指摘9】 電子錠の導入という社会的なニーズに対して積 極的に対応すべきである。	転落防止など病棟の安全確保を図るため、平成24年度予算 において「病棟非常用電子錠改修（取付）工事費」を措置 し、病室内の窓に電子錠を設置することとした。	障害者福祉 推進課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：県立4病院における財務事務と経営管理について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
埼玉県立病院 経営健全化第 3次フォロー アッププラン 【報告書76 ページ】	【指摘1】 「県民の方を向いた、患者さんのための医療」 が県立病院の使命であることから、県民にとって 分かりやすい形でフォローアッププランの達成状 況を開示すべきである。	フォローアッププランの後継プランである「埼玉県立病院 アクションプラン（第4次経営健全化計画）」を平成24年 3月に策定した。 本プランについては、すべての項目の達成状況について病 院局のホームページで一元的に公表することとした。	経営管理課
地域医療の推 進 【報告書84 ページ】	【指摘2】 現在、地域医療連携に当たっての具体的施策の 立案及び進捗管理は各病院任せとなっているが、 「県民の方を向いた、患者さんのための医療」と いう県立病院の使命を果たすに当たっては、地域 医療の推進は非常に重要な要素であるため、各病 院が独自に対応するだけでなく、病院局がその中 心となって地域医療の推進を図ることが必要であ る。具体的には、各県立病院がその地域で果たす べき役割や、具体的な目標を明確にした上で、病 院局が各病院に対して働きかけ、また各病院の連 携状況を管理していくことが必要と考えられる。 なお、地域連携を推進するに当たり、地域連携ク リティカルパスは有用なツールであるため、その 導入を積極的に検討すべきである。	病院局が中心となり、病院局の基本理念、基本方針、取組 方針を定めた「埼玉県立病院アクションプラン（第4次経営 健全化計画）」を平成24年3月に策定した。 本プランでは、地域支援及び地域連携を、病院局の重要課 題と位置付け、各病院ごとに具体的な取組項目を掲げた。そ の進捗状況については、病院長会議などを通じ報告を求め病 院局で管理していくこととした。 一部の診療分野については、すでに地域連携クリティカル パスを導入しているが、引き続き、病院長会議などを通じ て、その積極的な拡大を図っていく。	経営管理課
医薬品及び診 療材料 【報告書119 ページ】	【指摘7】 診療材料の共同購入については、年間診療材料 費に対する割合が平成18年度に比較して上昇して いるものの、平成22年度で6.1%であり、低い割合 である。診療材料に対する共同購入の促進が必要 である。	平成24年度当初、特殊な注射器や滅菌タオルなど5種類 20品目を新たに共同購入する診療材料に加えた。 引き続き共同購入を促進していくため、病院看護部及び用 度担当が構成する「診療材料ワーキング・グループ」におい て複数病院で使用する診療材料の規格統一を検討するととも に、医師へフィードバックする仕組みをつくることとした。	経営管理課

平成23年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
ITシステムの導入と全般管理 【報告書141ページ】	【指摘12】 現状の医事会計システムは、入金管理上のリスクがある。当該リスクに対処するためには、個人ごとのIDとアクセス権の設定、パスワード管理、例外操作の操作ログ管理をしっかりと行うべきである。	個人ごとのIDの設定とパスワード管理については、平成24年4月から、4病院とも個人ごとにID、パスワードを設定し、定期的にパスワードの変更を確認することとした。業務権限に対応したアクセス権の設定については、まず、がんセンターにおいて、収納処理と会計入力処理のアクセス権を業務権限に応じて付与することとした。その他の3病院については運用面での対応も含めシステムの更新に併せて導入していく。また、操作ログ管理については、データの保存期間を延長し管理の範囲を拡大することとした。	経営管理課
病院職員のモチベーション及び患者満足度 【報告書156ページ】	【指摘13】 循環器・呼吸器病センター及びがんセンターでは、非常勤職員が月次で作成した出勤簿に対して上長が確認した証跡が残されていないため、早急に改善すべきである。	循環器・呼吸器病センター及びがんセンターにおいて、出勤簿に担当部署の長の確認欄を設け、確認・押印するよう様式を改めた。（循環器・呼吸器病センター：平成24年3月改正、がんセンター：平成24年4月改正）	循環器・呼吸器病センター がんセンター